

議案の概要と審議結果（賛成・・・○、反対・・・×）

党派略称
 自無ク=自由民主党・無所属クラブ
 共 産=日本共産党新宿区議会議員団
 新宿会=新宿区民の会
 スタ新=スタートアップ新宿

公 明=新宿区議会公明党
 民無ク=民進党・無所属クラブ
 社 民=社民党新宿区議会議員団
 未来会=新宿の明るい未来を創る会

○平成29年第3回定例会（9月20日～10月16日）

議案名		概 要	自無ク	公明	共産	民無ク	新宿会	社民	スタ新	未来会	議決結果
予 算 （ 5 件 ）	平成29年度新宿区一般会計補正予算(第3号)	補正予算額:1億7,321万8千円、補正後予算額:1,454億4,971万4千円 補正の理由:衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区一般会計補正予算(第4号)	補正予算額:14億1,556万3千円、補正後予算額:1,468億6,527万7千円 補正の理由:薬王寺地域ささえあい館の管理運営等に要する経費、児童相談所一時保護所の建設に要する経費、就学援助における小学校就学予定者への新入学学用品費支給実施に要する経費、夏目漱石記念施設整備基金積立金、財政調整基金積立金、国庫支出金・都支出金の収入超過に伴う返納金を計上	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	補正予算額:1億9,802万円、補正後予算額:451億4,088万9千円 補正の理由:国庫支出金・都支出金の収入超過に伴う返納金を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第2号)	補正予算額:9億8,354万3千円、補正後予算額:265億4,167万8千円 補正の理由:介護給付準備基金積立金、第1号被保険者保険料の過誤納還付金の減、国庫支出金・支払基金交付金・都支出金の収入超過に伴う返納金を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	補正予算額:2,888万5千円、補正後予算額:70億4,293万7千円 補正の理由:平成28年度保険料等納付金確定に伴う広域連合への納付金、葬祭費受託事業収入の収入超過に伴う返納金を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
決 算 （ 4 件 ）	平成28年度新宿区一般会計歳入歳出決算	歳入：1,436億2,929万7,602円 歳出：1,397億7,788万5,177円 差引額：38億5,141万2,425円	○	○	×	○	○	×	○	○	認定
	平成28年度新宿区国民健康保険特別会計歳入歳出決算	歳入：429億9,967万5,931円 歳出：424億6,639万4,169円 差引額：5億3,328万1,762円	○	○	×	○	○	×	○	○	認定
	平成28年度新宿区介護保険特別会計歳入歳出決算	歳入：228億3,935万3,936円 歳出：218億4,337万3,242円 差引額：9億9,598万694円	○	○	×	○	○	×	○	○	認定
	平成28年度新宿区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	歳入：67億6,839万3,909円 歳出：67億3,002万8,841円 差引額：3,836万5,068円	○	○	×	○	○	×	○	○	認定
23 件 （ 9 件 ）	新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	職員の派遣先団体に「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を追加する。ただし、同法人が解散するまでの時限措置とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例	地域交流・活動の拠点とするとともに、高齢者が住み慣れた地域において、暮らしやすい地域社会を形成することにより、高齢者の健康及び福祉の増進を図るため、新宿区立薬王寺地域ささえあい館を設置する。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立ことぶき館条例を廃止する条例	新宿区立大久保ことぶき館を廃止することとし、本条例を廃止する。	○	○	×	○	○	×	○	○	可決
	新宿区立公園条例の一部を改正する条例	「都市公園法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区環境土・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例	「都市計画法」及び「建築基準法」の改正に伴い、新たに設けられた田園住居地域における建築等許可申請手数料を他の用途地域における場合と同様に定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例	「都市計画法」及び「建築基準法」の改正に伴い、新たに設けられた田園住居地域における中高層建築物の定義を低層住居専用地域と同様に定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立住宅管理条例の一部を改正する条例	「公営住宅法」の改正に伴い、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」等の改正に伴い、学校医等に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額及び介護補償の額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
(1 同 件 意)	新宿区教育委員会委員任命の同意について	星野洋氏	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
(4 諮 件 問)	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について	中村廣子氏、甲野恵美氏、加藤茂行氏、石黒清子氏	○	○	○	○	○	○	○	○	決定

議案名		概要	自解ク	公明	共産	民無ク	新宿会	社民	スタ新	未来会	議決結果
議員提出議案（3件） 意見書（3件）	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書	<p>食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCPが義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入が遅れている。食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のためにHACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の精度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るべきである。新宿区議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。 2 HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。 3 すべての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。 5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。 	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	羽田空港新ルート計画の環境・安全性の検証と討論型説明会の開催を求める意見書	<p>羽田空港の需要増大に対応し、国土交通省が計画している都心上空を通過する南風時の新飛行経路案に関しては、これまで国土交通省によるオープンハウス型住民説明会が開催され、また、説明会での意見等も踏まえ「羽田空港機能強化による環境影響等に配慮した方策」が策定されている。しかし、新宿区では上空を1,000m以下の高度で旅客機が飛行した実体験がなく、具体的な状態を想像できないため、区民の不安は未だ解消し切れていないのが現実である。さらに、9月23日に大阪市内で上空を飛行する航空機のパネルが落下し、走行中の車両に衝突するという重大事故が発生するなど、落下物等による事故が相次いでおり、区民の不安は一層高まっている。新宿区議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土交通省は、新宿区と十分協議すること。 2 新飛行ルート(案)について、騒音、落下物やその他の事故の可能性など、「羽田空港機能強化に係る環境影響等に配慮した方策」と新宿区民への影響について、分かりやすさに一層の工夫を凝らし、討論型(教室型)の説明会を実施するなど、更なる丁寧な説明が尽くされること。 3 相次ぐ部品の落下事故等の原因を徹底調査し、その情報を速やかに公表するとともに、再発防止策を徹底すること。また、整備・点検を万全に行い事故の未然防止に努めること。 	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書	<p>青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることになると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成30年度以後も継続されるよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置 	○	○	○	○	○	○	○	○	○